営業許可の必要な32業種と手数料一覧

	許可業種	業の範囲	手数料(円)
1	飲食店営業	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	16,000
2	調理の機能を有する自動販売機に より食品を調理し、調理された食 品を販売する営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,600
3	食肉販売業	鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む)を販売する営業	9,600
4	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類(切り身又はむき身にしたもの及び冷凍したものを含む)を販売(小売・ 仲卸)する営業	9,600
5	魚介類競り売り営業	魚介類市場で鮮魚介類を競り売り等による取引により販売する営業	21,000
6	集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	9,600
7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳を製造(小分け含む)する営業	21,000
8	特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	21,000
9	食肉処理業	食用に供する目的で鳥若しくは獣畜をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業	21,000
10	食品の放射線照射業	食品に放射線を照射する営業	21,000
11	菓子製造業	菓子(パン及びあん類を含む)を製造する営業	14,000
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリームその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する 営業	14,000
13	乳製品製造業	乳製品(アイスクリーム類を除く)及び乳酸菌飲料を製造する営業	21,000
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は乳製品(飲料に限る)を製造(小分け含む)する営業	21,000
15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの(食肉製品)を製造する営業	21,000
16	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業	16,000
17	氷雪製造業	氷を製造する営業	21,000
18	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造(小分け含む)する営業	21,000
19	食用油脂製造業	食用油脂、マーガリン又はショートニングを製造する営業	21,000
20	みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業	16,000
21	酒類製造業	酒類を製造(小分け含む)する営業	16,000
22	豆腐製造業	豆腐を製造する営業	14,000
23	納豆製造業	納豆を製造する営業	14,000
24	麺類製造業	麺類を製造する営業	14,000
25	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物又はこれらの食品と米飯 その他の主食と組み合わせた食品を製造する営業	21,000
26	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業	26,000
27	冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	21,000
28	複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品(冷凍品に限る)を製造する営業	26,000
29	漬物製造業	漬物を製造する営業	14,000
30	密封包装食品製造業	密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品)であって、常温で保存が可能なものを製造する営業	21,000
31	食品の小分け業	許可を要する製造業において製造された食品(既製品)を小分けして容器包装に入れ、又は容器 包装で包む営業	14,000
32	添加物製造業	添加物を製造(小分け含む)する営業	21,000